平成２９年（フ）第２０７０号
大阪府茨木市目垣２丁目22番６号
債務者　濱田　麻衣
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３０６号
大阪府三島郡島本町江川１丁目15番15―401号
債務者　東出　　修
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５４号
大阪府大東市中垣内５丁目２番20号　三柏ハイツ207号、前住所大阪府大東市御供田４丁目４番56号　樋口文化１Ｆ右
債務者　大西　信夫
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４３号
大阪市住吉区長居東３丁目10番２―504号
債務者　國松　逸子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４５号
大阪府豊中市小曽根２丁目11番14―２Ａ号、前住所大阪府豊中市曽根西町２丁目20番16号
債務者　立野　祐希（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６０１号
大阪市都島区都島本通３丁目17番15―805号
債務者　山岡　律子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３２号
大阪市平野区長吉六反５丁目６番４―203号
債務者　金杉喜久子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６９２号
大阪府茨木市水尾２丁目６番23号　パールコート茨木　102号、前住所大阪府茨木市鮎川１丁目７番32号　第二コーポ藤本　303号
債務者　平田　実恵
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５９号
大阪市浪速区恵美須西２丁目５番20号　下辻ビル　301号
債務者　ファロことアメリカンランチマーケットこと　倉　　巌広
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８３８号
大阪府茨木市小柳町12番16号　プレシャスマンション　202号
債務者　北森　恭子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８４１号
大阪市北区中崎１丁目３番５―208号
債務者　西川　孝子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８５９号
大阪市生野区中川西２丁目10番５号　ベストレジデンス中川　402号
債務者　村枝　勝也
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８２号
大阪府大東市野崎１丁目15番607号
債務者　糀谷　鈴子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０号
仙台市宮城野区岩切字今市89番地の３　ＬＵＮＡ・ＳＥＡ１―201、従前の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢12番地259　ノブレスＳ102号
債務者　鈴木ひとみ（旧姓遠田）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
仙台市青葉区八幡２丁目15番25号　なごみ203
債務者　半澤　文子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１１号
仙台市青葉区昭和町３番７―506号、従前の住所宮城県刈田郡七ヶ宿町字関184番地
債務者　森下　大地
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目９番３号
債務者　引地　　勇
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係